# 臼杵藩宗門奉行の文書管理と「御会所日記」

髙 木 まどか

# -【要 旨】----

本稿は、臼杵藩家老の執務記録である「御会所日記」(以下、「日記」) および臼杵藩宗 門奉行を出所とするマリオ・マレガ資料(以下、マレガ資料) を比較・検討することで、領民の欠落や死失をめぐり、宗門奉行をはじめとする臼杵藩各役所が、月番家老といかなるやり取りを行っていたかを明らかにするものである。

マレガ資料には、文書の端裏に「イ」が記載されたものが約600点ほどみられる。先行研究では、これらの文書が、宗門奉行から月番家老へ上申された幕府や藩が関わる重要な事案である可能性が指摘されている。本稿ではこの指摘をふまえ、「イ」の文書のなかでも数量が多い剃髪および欠落と死失に注目し、これらの文書と「日記」、および「日記」を項目ごとにまとめた「御会所日記頭書」(以下、「頭書」)の記述を比較・検討した。

その結果、「日記」に記載されていない「イ」の文書は多いものの、おおむね「イ」が付された文書は、月番家老および幕府へ提出が課されている内容に偏っていること、宗門奉行が類族等を比定するために非類族の文書も含めて「イ」を付し、文書の整理作業を行っていた可能性があることを指摘した。また、「頭書」と「日記」の比較によって、現在には伝存しない「留」と称される「日記」に類する帳面が存在したことが明らかになった。「日記」に記述がみられない類族等の剃髪等については、この伝存しない「留」に記載されていたと考えられる。

# 【目次】

はじめに―「御会所日記」とマレガ資料

- (1)「御会所日記」とは
- (2) 月番家老と宗門奉行―マレガ資料に関する先行研究から
- 1. 「目記」の性格
  - (1)「日記」の記載内容
  - (2) 「日記 | と「頭書 | の非対応
- 2.「イ」の文書の傾向
  - (1)「イ」の数量と分類
  - (2)「イ」と幕府提出文書
- 3. 「イ」の文書と「日記」の関係
  - (1)剃髮
  - (2) 欠落(逐電)
  - (3) 死失

おわりに―「イ」の文書と月番家老の執務

# はじめに―「御会所日記」とマレガ資料をめぐる先行研究

本稿は、臼杵藩家老の執務記録である「御会所日記」および臼杵藩宗門奉行を出所とするマリオ・マレガ資料を比較・検討することで、領民の欠落や死失をめぐり、宗門奉行をはじめとする臼杵藩各役所が、月番家老といかなるやり取りを行っていたかを明らかにするものである。

# (1)「御会所日記」とは

本稿で注目する「御会所日記」(以下、「日記」) は、延宝2年(1674)から明治4年(1871)までの臼杵藩月番家老の記録である。「御会所」とは、臼杵藩の家老が政務を扱った藩最高の政庁であり、月番の家老は1か月交代で毎日出仕し、毎月の式日には全家老が寄合い評議を行っていた。月番にあたった家老が出仕した際に毎日記録したものが「日記」であり、1年に1冊~2冊、多いときは4冊に及ぶ。

淵誠一氏の「臼杵藩御会所日記 一臼杵典籍志其三一」によると、「日記」は廃藩置県後、米山(稲葉分家)の物置きに打ち込まれたままであった。稲葉家別邸が新築される際に発見され、臼杵市立図書館に移管されたが、虫害や紛失等にさらされ、欠本を生じたという。図書館に移管された時期ははっきりしないが、同論考に「昨秋稲葉家より臼杵図書館に移管された」<sup>1)</sup>とある。同論考を掲載する『臼杵市談』第5巻は昭和54年刊行なので、昭和53年秋頃だろうか。開披不可のもの等を除き、現在321冊が残され、平成21年3月には県指定有形文化財に指定されている<sup>2)</sup>。

# (2) 月番家老と宗門奉行―マレガ資料に関する先行研究から

「日記」についてはこれまで前掲の淵氏の論考や『大分県市』などにおいてその概要が示され、臼杵藩におけるキリシタン、天候・食物など、当時の臼杵藩の実態を論じるにあたっても重要な典拠として活用されてきた $^{3}$ 。しかし、月番家老の具体的な執務内容や、家老と各役所のやりとり、さらにはどのような内容が「日記」に記載されたかについては、細かな分析がなされていないままである。

唯一、その手掛かりになるものとして、太田尚宏氏によるマリオ・マレガ資料の端裏書に関する議論がある<sup>4</sup>。

マリオ・マレガ資料(以下、マレガ資料)とは、昭和4年(1929)にイタリアから来日したサレジオ会の官教師であるマリオ・マレガ神父が、官教や教育活動のかたわら収集した、約

<sup>1)</sup> 淵誠一「臼杵藩御会所日記一臼杵典籍志其三一」『臼杵史談』 5巻、1979年、17頁。

<sup>2)</sup> なお「御会所日記」は国文学研究資料館のデータベース「豊後国臼杵藩関係文書」においてすべての画像が公開されている。https://basel.nijl.ac.jp/infolib/meta\_pub/G0000002UU01 調査にあたっては、臼杵市教育委員会にお世話になった。

<sup>3) 『</sup>大分県市 近世編 I 』 1983年/ 『臼杵市史(上)』 1990年/深石一夫「『臼杵藩・御会所日記』の 天気記録からみた江戸時代後半期の気候変動」 『愛媛大学社会科学研究』 17号、1989年/江後迪子 「臼杵藩御会所日記にみえる食物について」 『別府大学短期大学部紀要』 11号、1992年など。

<sup>4) 2020</sup>年9月27日「マレガ・プロジェクト研究会」(Zoom開催) における報告。報告タイトルは「臼杵藩宗門方における文書管理の諸相―マレガ文書の収納袋・端裏書・保存方法に注目して―」。のち同名の論文として『マリオ・マレガ資料の総合的研究』(マレガ・プロジェクト、2022年) に収録予定。

1万4600点におよぶ豊後地方のキリシタン関係史料である<sup>5)</sup>。その大半が臼杵藩宗門方役所を 出所とする文書であり、太田氏はこれを分析するなかで、以下のような点を指摘している。

- ①臼杵藩宗門方が作成したと思われる文書の端裏書に付与した記号として「イ」「口除」というものがある。
- ②「イ」の記号が付いた文書について、享保8年(1723)の資料に「イ 月番万書付入」と表書きされた袋があり、この袋内の文書は一度月番家老のもとへ送られ、返却された文書であると考えられる。
- ③収納されていた文書の性格は、伺書・願書・届書・注進書・役所間の進達書で、内容は剃髪・ 出家・僧侶の年府他出・寺替・他所出・帰参・欠落・死失・引越・印判・名替・養子である。
- ④文書内容の傾向から、「イ」の文書は、幕府へ伺書や届書を提出する必要がある場合や、 藩の過失を問われるような重要な事案について、対象者が本人・本人同然・類族であるか 否かを問わず、宗門方から月番家老へ上申した文書であった可能性がある。

すなわち、マレガ資料にみられる「イ」が付与された文書は、宗門奉行から月番家老へ上申 した、幕府や藩が関わる重要な事案であるということである。これは、月番家老の執務内容お よび「日記」の内容を考えるにあたって指針となる、重要な指摘だろう。

太田氏は主に享保8年(1723)の文書150点ほどに基づき上記の点を指摘しているが、享保8年以外のものも含めれば、マレガ資料に「イ」の文書は600点ほどみられる。これらを「日記」と照らし合わせることで、「イ」の文書のより具体的な性格はもちろん、月番家老の執務内容や、「日記」の記載方針の一端を明らかにすることも可能であろう。

本稿では以上の点をふまえ、はじめに「イ」との比較にあたって必要な「日記」の性格を分析し、そのうえで、マレガ資料における「イ」の文書と「日記」を比較・検討し、とくに宗門奉行とのかかわりから、月番家老をめぐる文書の動きを明らかにしていくこととしたい。

#### 1. 「日記」の性格

本節ではまず「日記」についての概要を確認し、そのうえで、「イ」との比較にあたっても必要な「日記」の性格について考察をおこなっていく。なお、先述のとおり臼杵藩における月番家老の執務や「日記」に焦点をおいた研究はみられないが、他藩における家老日記や御用日記等については研究が蓄積されている $^6$ 。「日記」を分析するにあたっては、先行研究を適宜参照することとしたい。

<sup>5) 2011</sup>年にバチカン図書館で発見され、2013年11月にバチカン図書館と人間文化研究機構が調査協力についての協定を締結した。詳細は大友一雄・三野行徳編『バチカン図書館所蔵マリオ・マレガ資料―概要と紹介―』(マレガ・プロジェクト、2021年)等を参照のこと。

<sup>6)</sup> 太田尚宏「真田家文書〈家老日記〉の種類と性格」『国文学研究資料館紀要 アーカイブズ研究篇』 10号、2014年/中野達哉「弘前藩庁日記と日記役」『国文学研究資料館紀要 アーカイブズ研究篇』 9号、2013年/東昇「対馬藩における文化九年『毎日記』の引用・書き分けと職務」国文学研究 資料館編『幕藩政アーカイブズの総合的研究』思文閣出版、2015年/中野達哉「弘前藩江戸藩邸 における日記方の設置と藩庁日記の管理」(同前)など。

## (1) 「日記」の記載内容

「日記」を活用するにあたって重要な関連史料に、「御会所日記頭書」がある。「御会所日記頭書」(以下、「頭書」)とは、「日記」中の主要事項をある期間ごとに分類し、年月順にまとめたものである<sup>7)</sup>。この「頭書」の索引項目は「日記」の内容を大まかに知るにあたってもわかりやすいので、これに基づき「日記」の大概を示しておきたい。

現存する最も古い「頭書」は宝永 ~ 寛延年間 (1704 ~ 1751) を対象 とした全5冊であり、設けられてい

表 1 「頭書 |索引 (宝永~寛延年間 (1704 ~ 1751) を対象)

No.	索引項目	卷数	16*	御疱瘡等	巻3
1	御祝儀	巻1	17	御境幷山論所	巻3
2	御役	巻1	18*	御逝去御例忌	巻3
3	御参勤登城	巻1	19*	御家来御内所女中	巻 4
4	御廻在	巻1	20	<b>穏</b> 便	卷 4
5	御城御覧	巻1	21	刑罰	卷 4
6	御連枝様	巻1	22*	破船難船	卷 4
7	被仰出	巻1	23*	御暇	卷 4
8	上使幷公儀御役人休泊	巻2	24*	変死	卷 4
9	寺社	巻2	25	異変	巻5
10	拝領幷被召上	巻2	26	足軽已下	巻5
11	御家中	巻2	27*	御鷹并犬	巻5
12	御使者飛脚	巻2	28*	宗門	巻5
13	御普請	巻2	29*	極諸運上共	巻5
14*	御大名御通 御船繋	巻3	30*	年始之礼	巻5
15	町在	巻3	31	神事御連歌	巻5

※No.に「\*」を付したものは、文化7年(もしくは10年)から文政11年 を対象として作成された「頭書」以降、索引上にみられなくなった 項目。

る分類は表1のとおりである。なお表1に記載した「 $N_0$ 」は「頭書」においてもともと項目ごとに付されていた番号である。

表1のとおり、宝永~寛延年間の「日記」を対象とした「頭書」においては、32項目が5冊にまとめられている。ただし、幕末にいたるまで「頭書」は計12回作成されており $^8$ 、分類の名称には微妙な違いがあるほか、統合や削除などの異動もある $^9$ 。いずれにせよ、その内容の豊富さがうかがえる。

「日記」はこのように記載内容が非常に多岐にわたるため、当時においても先例を参照するために「頭書」の作成が必要とされたのであろう。しかしこの「頭書」については、「頭書」の記事と「日記」が合致しないという問題がある。これは「日記」の利用者間では共通の認識であったようだが、これまで具体的な分析はなされておらず、次にこの問題について考察しておきたい。

# (2) 「日記」と「頭書」の非対応―別種の「日記」の存在

「頭書」は各索引項目を年月日順に、「日記」を簡易に抜書きし採録する形式をとっている。 しかし先述のとおり、この抜書きは必ずしも「日記」の本文と対応しない。なかには年月日の 書き違いなどもあろうが、「頭書」や伝存する「日記」をみる限り、そもそも「日記」には2

<sup>7)</sup> 前掲註1、淵「臼杵藩御会所日記―臼杵典籍志其三―」。

<sup>8)</sup> 内訳は、①宝永~寛延年間(1704~1751)全5冊、②宝暦~安永年間(1751~1781)全25冊、③天明2~寛政4年(1782~1792)全5冊、④寛政4~9年(1792~1797)全1冊、⑤寛政10~文化2年(1798~1805)全2冊、⑥文化7~文政10年(1810~1827)全9冊、⑦文政11~天保13・文久3年(1828~1842・1863)全18冊、⑧文久4年(1864)全4冊、⑨慶応元年(1865)全1冊、⑩慶応2年(1866)全1冊、⑪慶応3年(1867)全1冊、⑫慶応4年(1868)全1冊。

<sup>9)</sup> この次に作成された、宝暦〜安永年間(1751〜1781)を対象とする「頭書」には、「長崎・日田・高松」と「御系図之事」が項目に加えられている。さらに、文化7年から文政11年(1810〜1828)を対象として作成された「頭書」以降は、索引が大幅に統合・削除されたうえ、新たな索引が設けられ、計21〜22項目となった。索引上にみられなくなったのは表1のN0に「\*」を付した項目で、新設されたのは「他所者出入」「公辺向之事御届之事」「雑」といった項目である。

~3種別系統のものがあったことが推測される。これについて順を追って確認していこう。

#### ① 「日記」の執筆手順

まず、そもそも「日記」がどのように作成されたかについて確認しておきたい。

管見の限り元禄6年(1693)下巻・宝永5年(1708)・享保4年(1719)・同10年(1725)・同12年(1727)・元文5年(1740)・同6年(1741)の7冊の「日記」には、内題(扉題)に「日記 写」といった記載がみられる。くわえて明和3年(1766)の「日記 上」の内扉には「正月元日6十三日迄可認清書済」とあり、これらのことから、伝存する「日記」には元となる下書や手控え的な帳面・文書が存在したことが推測される。ただし「写」と明記された「日記」も含め、ほとんどの「日記」は数人の筆跡が混在している。すなわち1冊まるごとをひとりがまとめて清書したというよりは、月番が交代する前後に手控えなどをもとに清書し、それが次の月番に引き継がれ、清書版「日記」が作り上げられていったのではないかと考えられる。こうした下書や元帳の存在は「頭書」と「日記」の不一致を考える上で重要だと思われるが、下書等と考えられるものは残されていない。

#### ② 別種の「日記」

次に下書等とは別に、内容のやや異なる「日記」の存在について指摘したい。

「日記」は上中下巻もしくは上下巻で1年間の日誌になっている場合が多いが、対象とする月日に重複がみられる「日記」も存在する。たとえば延享4年(1747)については、次のように3冊の「日記」が残されている $^{10}$ 。

- (i) 「日記 上」(正月朔日~4月13日) (ii) 「日記」(4月14日~10月29日)
- (iii) 「日記」(正月~12月29日)

上記のとおり月日に繋がりのある 2 冊  $(i \cdot ii)$  と、1 冊で 1 年分の日記 (iii) がある。対象とされている月日は正月~10月まで重複するが、中身については部分的に重なる部分がありながらも、基本的にはまったく別の内容が記載されている。したがってどちらかが下書で、どちらかが清書版といった関係ではなく、別種の日記である。

この別種の日記が何であるか。これを考える糸口になるものとして、寛延4年(1751)の2冊の「日記」がある。2冊の相違は下記のとおりである。

- (i) 「日記 下 | (正月~6月3日)
  - …表紙と内題に「寛延四辛未正月朔日同年六月三日御着城迄」「(家老) 岡部但見・(御用人) 渡邊本 | とあり(引用中の括弧内は引用者註。以下同)。
- (ii) 「日記 全」(正月~12月)
  - …表紙や内題に名前等の記載はないが、月毎に「正月朔日晴 御月番 (家老) 栗屋斎宮」「二 月朔日晴 御月番 (家老) 加納外記」といった形で月番名が記されている。

このように家老と御用人の名が表紙等に明記された(i)と、そうではない(ii)がある。 前者について、御用人の渡邊杢は寛延3年から「於江戸御側」<sup>11)</sup>であり、同日記正月元日条 には「杢を以但見被 召出御出関」とあるから、これは一見、岡部但見と渡邊杢の江戸におけ

<sup>10)</sup> 鍵括弧内の「日記 上」などは外題。「日記」のなかには明らかに後表紙とわかるものが付されているものもあり、各日記の表紙がいつ付されたかについては個々に検討が必要である。

<sup>11) 『</sup>諸執役前録 一』「御用人」の項。

る執務記録のようにもみえる。しかし中身をみていくと、「江戸」のほかにも「大坂」や「伏見」といった言葉が頻出するうえ、「於会所」ともみえ、どうも江戸における記録のみではない。他藩へ飛脚を遣わしたことや献上品・付届け等についての記述もしばしばみられ、おそらく出府した藩主や勤番武士の動向およびそれに伴う出費や、その他外交に関する事柄が中心的に記載されている帳面ではないだろうか。寛延4年以外にも、同種のものとして、内扉に「五月四日江戸御発賀翌三月廿五日迄」と記された宝永5年(1708)の日記や、内扉に「御着城迄」とある享保15から16年(1730~31)にまたぐ日記、そのほか「別」(延享3年〈1746〉)や「臨」(天和3年〈1683〉)などと付された日記があげられる。また、そのように明記されていなくとも、月番家老の名前が月ごとに明記されていない類の「日記」は、同じく外交に関する「日記」であると推測される。

これらの「日記」は通常の月番家老の執務記録とは記載内容が異なるが、当時においては「御会所日記」と一括されて認識されていたらしい。そのことは、この種の「日記」が「御会所日記頭書」に抜書きされていることからもうかがえる。すなわち「日記」には主に外交に関わる執務記録とそうではない通常の執務記録が存在したが、いずれも「御会所日記」として認識されてきたということである。

しかし、ここで指摘したとおり、外交関係の「日記」も「頭書」には抜書きされているため、本節で疑問視している「頭書」と「日記」の非対応とは無関係である。それでは結局、「頭書」と「日記」の非対応は何に起因するのであろうか。

#### ③ 伝存しない「留」

ここで改めて「頭書」に立ち返ると、これまで言及してきたものとはまた別の「日記」が存在した痕跡がうかがえる。たとえば次は「頭書 | 「二十八 宗門之事 | の引用である。

明和六丑年

正月十三日

一、宗門御改之儀伺之通被 仰付

同十五日

留 一、宗門改踏絵来ル廿三日ゟ被仰付候儀且御旗本中御用人御側小支配江同廿八日於 御 城判形可有之例之通御触有之<sup>12)</sup>

上記のように「頭書」には、一つ書きの前に「留」という文字が付されている抜書きと、そうでないものが混在している。これらを照合したところ、管見の限り「留」が付されたものについては、伝存する「日記」との対応がまったく確認できない。「日記」との関係が認められたのは、無印の抜書きについてのみである。すなわち「留」は現在残されていない帳面の存在を指し示すものであり、これこそが伝存する「日記」と「頭書」の非対応の要因であると考えられるのである。

それでは、「留」にはどのような内容が記される傾向にあったのか。これについては「イ」の文書の分析にも関わってくるため、後に詳述したい。ただし前もって確認しておきたいのは、「留」と略記された帳面は「日記」の一種というよりも、「口上留」「文書留」といった「留帳」の類であったのではないかということである。真田家文書における家老日記を分析した太田氏

<sup>12)</sup> 外題『日記分類頭書 二十七 二十八 二十九』のうち「二十八 宗門之事」の項。

は、家老日記を補完するものとして、家老が執務に関わって収受した願書等を書写した「諸用帳」が作成・利用されていたことを指摘している<sup>13)</sup>。「留」が現在に残されていないことをあわせてみても、「留」は「諸用帳」等と同じように、「日記」を補完する類の帳面であったと推察される。

なお、この「留」はすべての「頭書」に付されているわけではなく、文政11年(1828)頃以降を対象とした「頭書」には付されなくなるようである。ただし文政11年以降の「頭書」についても「日記」と対応関係が確認できるものとそうでないものが混在しており、おそらく「留」が逐一付されなくなっただけで、「留」からの抜書きは継続されたものと考えられる。

#### ④ 小括

以上「日記」の作成や種別について考察してきたが、これを総括すると以下のとおりである。

- 1. 伝存する「日記」は清書されたもので、元になる文書や帳面が存在した。清書は月番が交代する前後等に、短いスパンで行われたと考えられる。
- 2. 伝存する「日記」には、藩主の出府や勤番武士等の外交に関わる事柄を主とした執務 記録と、通常の月番家老の執務記録の2種がある。
- 3. 現在には伝存していないものの、「留」と略記される「日記」に類する帳面が存在した。 「日記」に対応しない「頭書」の記事はおおむねこの「留」の記事と考えられる。

こうした「日記」の性格およびその制約をふまえながら、次節ではマレガ資料における「イ」の文書と「日記」の対応関係について具体的に分析を行っていくこととしたい。

なお、ここで表記に関わる点について予め述べておきたい。臼杵藩では貞享4年(1687)以降、かつてキリシタンであった人物を「本人」「本人同然」「類族」と区別して規定し、管理していた<sup>14)</sup>。本稿においてこの「本人」「本人同然」「類族」を一括して示すときには、「類族等」と表記する。また、臼杵藩では天保5年(1834)以降、庄屋・弁指が大庄屋・小庄屋と改称されるが、本稿では引用の場合は資料どおりとし、引用以外では、庄屋・弁指という名称を用いる。

## 2. 「イ」の文書の傾向

## (1)「イーの数量と分類

分析を行うにあたり、まず「イ」の文書の分類と年代分布を確認しておきたい。

マレガ資料全体(約1万4600点)のなかで、「イ」が付された文書は約600点、これらをマレガ資料のデータベース(以下、DB)における史料群階層別に示したものが表2である。おおまかな分布については享保8年(1723)を対象として太田氏が示したものと相違はない。数が多いのは、剃髪約100点、欠落約80点であり、次いで死失が約50点と比較的多くみられる。

階層分けの留意点として、DBでは複数の階層に該当する文書であってもいずれかの階層に割り振られているため、数量はあくまで目安である<sup>15)</sup>。たとえば欠落に関する内容でも、役所

<sup>13)</sup> 前掲註6、太田「真田家文書〈家老日記〉の種類と性格」、3・9頁等。

<sup>14)</sup> 以前にキリシタンで、転宗したものが「本人」、転宗者が転宗する以前に生まれた子が「本人同然」、 転宗者の転宗後にできた子および本人同然の子が「類族」とされた。

<sup>15)</sup> マレガ資料のDBは本稿執筆現在も全体にわたる確認・修正が続けられており、筆者が集計した時点(2021年9月)から文書の史料群階層が変更される可能性もある。

間でやりとりされた文書は「役所役人通信」の階層に含まれており、 欠落を総合的に分析するにあたっては、欠落以外の階層分類も参照することになる。また、「藩士」や「百姓」の分類は、DBにおいては文書の対象者ではなく、差出を基本に割り振られており、本表でもそれに則った。

年代分布については、享保8年 (1723)が約190点と圧倒的に多く、次いで延享3年 (1746)と天保9年 (1838)が約100点、享保11年 (1726)・同18年 (1733)・延享5年 (1748)・嘉永4年 (1851)が約40~50点、年不明が20点とまとまりをみせている。ほかの年についてもみられるが、1~5点程度がほとんどである。

このうち「日記」と「イ」の文書を比較すると、間接的な内容も含め、「イ」と「日記」の記載内容につながりがみられるものは、100点程度である。ただし「日記」が残されていない年もあるため、正確な数はわからない。とくに「イ」の数が多い享保8年については「日記」が欠けており、実際

表2 マレガ資料における「イ| 文書内訳

史料群階層 3 *1	藩士	百姓	町人	寺院・神社・	その他 or	計
史料群階層 2				神主	なし*2	
五人組		3				3
踏絵	9	13	1			23
類族(帳)	1					1
出生	1	1		2		4
改名	1	1		10		12
養子		3	5			8
引越	2	12	3	6		23
婚儀		3		3		6
離縁		1		3		4
出仕	1					1
弟子入	1	3		16		20
逗留	2	2		4		8
奉公		2	1	1		4
家内入	6	4		4		14
他出	3	8	2	22		35
欠落	1	73	5	1		80
剃髮	2	35	4	62		103
帰参	1	9		16		26
旦那請				1		1
旦那替	1	1	2	13		17
病気		4				4
籠舎		13	1	2		16
死亡	3	26	1	23		53
葬儀		2		5		7
死骸改証文		3		1		4
帰着	4	25	1	7		37
住職		2		22		24
印判		9		1		10
諸届		5		8		13
諸伺	2	9		12		23
他領類族					3	3
役所役人通信					31	31
断簡					1	1
計	41	272	26	245	35	619
内、類族等に関する内容 のもの	5	14	0	10	8	37

- \*1 DBでは史料群が 1~3 の階層で構造化されている (例:01.宗門方/12.五人組/02. 町人)。 史料群階層 1 は 4 つのグループに分かれているが (01.宗門方・02.諸資料・ 03.マレガ・04.その他)、ここで挙げたものはすべて01.宗門方であるため史料群階層 1 の表記は割愛した。
- \*2 史料群階層3は文書の差出の身分によって編成された項目であるが、第3階層が設けられていないか、藩士・百姓・町人・寺社等以外の場合もある。それらについて本表では「その他 or なし」の項目を設け、カウントした。

はもう少し多かったと考えられる。なお「イ」との対応関係がみられる「日記」に、前述した 外交関係の「日記」は含まれていない。

この「日記」との関係が確認できる約100点のうち、半数の約50点は欠落に関するもので、次に20点ほどが死失である。最も数が多い剃髪については、「日記」の記述との関連がほとんど見出せない。その理由についてはひとまず置き、次項では「イ」の付された数が多い剃髪・欠落・死失と幕府提出文書の関係について指摘しておきたい。

#### (2)「イーと幕府提出文書

先行研究でも指摘されているとおり、幕府はキリシタンを統制するにあたり、種々の文書提出を定めた。まず元禄8年(1695)6月に幕府は「切支丹類族一件」という触書を発し類族の範囲を規定し、それと同時に、類族等の異動に関わる提出文書の規定も定めた。享保3年(1718)

11月には一部改訂され、これが類族等の文書事務の基本となったという<sup>16)</sup>。この規定は『憲教類典』「四ノ十六 切支丹」に示されており、事案によって「両判」(藩主の花押・印判)、「書判」(藩主の署名・花押)、「無判」といった提出文書の「判」についての細則に加え、「二季」(7月・12月)提出もしくは随時、事前伺といった提出の規定が設けられている。「イ」の数が多い剃髪・欠落・死失(変死含む)は本人・本人同然か類族か等によって細則が異なるものの、いずれも幕府への提出が義務付けられている<sup>17)</sup>。

したがって「イ」の文書は太田氏の指摘通り宗門奉行が月番家老へ報告し、更に家老が幕府へ報告したものに関連すると推測するのが妥当なように思われる。ただし、この推測にあたって問題なのは、先述のとおり最も「イ」の数が多い剃髪について、月番家老の「日記」における記述がほとんどみられないということである。これはなぜなのであろうか。次項ではこの点について考察を行い、そのうえで、「イ」の付された数が多く、かつ「日記」との関連がみられる欠落および死失について論じていく。

# 3.「イ」の文書と「日記」の関係―剃髪・欠落・死失

# (1) 剃髮

「イ」が付された文書が約600点あるなか、剃髪は約100点と最もその数が多い。しかし前述のとおり、「日記」に剃髪関連の記事はほとんどみられない。なぜ剃髪に「イ」が付されているにもかかわらず、「日記」との対応関係が確認できないのか。

ここで注目されるのが、先に存在の可能性を示した伝存しない「留」の存在である。管見の限り「頭書」における「留」の記事をみると、「御家中并小侍諸奉公人掛家内」や「御旗本御医師中御用人御側小支配」「御内所女中」「社人」など百姓や町人以外に関するものが多いが、百姓や町人に関しては「類族」に関する記事のみ記載されているようで、剃髪については以下のような記事がみられる。

(明和六丑年) 同(正月) 廿七日

留 一、類族者剃髪願之儀御役所無差閊候ハ、勝手次第可も御申付旨宗門奉行江手紙 (安永五申年) 七月九日

留 一、大野村類族市平剃髪其御役所差閊も無之由願之通可申付旨宗門奉行江手紙 (安永七戌年)八月九日

留一、類族家野村助五郎後家剃髮願[虫喰]次第可申付旨被仰付手紙18)

このように剃髪に関する記事には、「留」が付されているものが多い。ここで挙げた以外にもこうした傾向は確認でき、おそらく類族の剃髪に関するものはおおむね「留」に記載されていたのであろう。「留」が残されていないため確証は得られないものの、「イ」の付された剃髪の文書は、宗門奉行によって類族等のものが抽出され、月番家老へ報告がなされ、さらに「留」

<sup>16)</sup> 前掲註 4、太田「臼杵藩宗門方における文書管理の諸相―マレガ文書の収納袋・端裏書・保存方法に注目して― 。

<sup>17)</sup> 欠落は両判・随時(元禄8年)、死失の取置証文は両判・随時。本人・本人同然の剃髪は書判・事前伺、剃髪(明記されていないが類族ヵ)は無判・二季。病死は無判・二季。

<sup>18)</sup> 外題『日記分類頭書 二十七 二十八 二十九』のうち「二十八 宗門之事」の項。

に記録されるといった流れがあったものと推察される。

# (2) 欠落(逐電)

#### ① 欠落の段階と文書の動き

次に、剃髪とは異なり、伝存する「日記」に実際に記載のみられる欠落について、臼杵藩に おける欠落についての対応を明らかにしつつ、文書の動きを考察していく。

「日記」とマレガ資料、および欠落の対応について記載のある郡奉行の役人によって作成された『享保史捷』 $^{19)}$ をあわせみる限り、村方の欠落(逐電)の文書には表3のような段階と段階別の提出文書がある。

表3 欠落の段階と文書の動き

段階	詳細	非類族等	類 族 等
欠落内証	姿が見えなくなって2~3日程 度から30日程度で内証届を庄屋 が提出	庄屋:欠落内証届→郡奉行 ※月番家老への報告については史料 から確認できず	庄屋: 欠落内証届→宗門奉行・郡奉行: 一同に月番家老へ申上
欠落極 ※7か月は内証届提 出後から計算。以 下同。		庄屋:欠落極届→宗門奉行・郡 奉行→郡奉行が月番へ達	庄屋: 欠落極届→宗門奉行・郡奉行→郡奉行が欠落極の旨、宗門奉行が欠落 者類族等の旨を月番へ達(→人相書へ)
7 か月内帰参	帰参が許される 欠落極提出済:「罷在候所」よ り証文を取り、願書を添えて提 出	行→郡奉行→月番へ達 庄屋・罷在候所:帰参願→宗門 奉行・郡奉行→郡奉行が月番へ 達	庄屋:帰参願→宗門奉行・郡奉行→宗 門奉行→月番へ達 庄屋:帰参願→宗門奉行・郡奉行より 月番家老へ達 宗門奉行:引越・路絵・旦那寺申渡し (居住改) の後、月番家老へ達 <sup>(*2)</sup>
7か月後帰参		行→月番家老:許可→宗門奉行:	庄屋:帰参願→宗門奉行・郡奉行→月 番家老:許可→宗門奉行:引越・踏絵・ 旦那寺申渡しの後、月番家老へ達 <sup>(*5)</sup>
7か月内不帰	<b>帳外</b> <sup>(*6)</sup> ※帳外が願われない場合や欠落極と 帳外が同時の例 <sup>(*7)</sup> 等もみられる	庄屋:帳外願→宗門奉行・郡奉 行→郡奉行が月番へ達	※史料から確認できず不明
人相書による搜索	類族等の場合、欠落極後に人相 書によって30日前後捜索	※非類族等の場合は犯罪等に関わる 場合のみ搜索	月番家老:人相書による捜索を宗門奉行へ申開せ 在所庄屋等:人相書提出→宗門奉行(→ 郡奉行) 郡奉行:在中各所へ人相書廻し 各所:捜索の後、見当たらない旨届→ 郡奉行:宗門奉行へ人相書返送→宗門 奉行:見当たらず欠落極の旨を月番家 老へ達

- \*1 臼杵市蔵『享保史捷』「欠落者并帰参之者」より。
- \*2 屋山村本人同然子孫之丞欠落の事例より。「御会所日記」享保11年12月10日条、マレガ資料A7.8.1.14・A13.7.31、『享保史捷』「欠落者#帰参之者」享保11年12月3日条など。なおマレガ資料のA以下は史料番号。以下同。
- \*3 「御会所日記」天保9年7月13日条ほか。
- \*4 「御会所日記」享保11年3月12日条ほか。
- \*5 「御会所日記」宝暦4年12月19日条ほか。
- \*6 「御会所日記」天保9年7月11日条ほか。
- \*7 マレガ資料A4.76.76ほか。

表3をもとに、欠落の段階とその対応について詳しくみていきたい。なおここでは欠落者を

<sup>19)</sup> 臼杵藩郡奉行の役人の有志が作成した庶政の記録『古史捷』のうち、享保2年~寛延4年を対象としたもの。全9冊。臼杵市蔵。

村方と想定し表を作成したが、欠落者が寺内であれば寺社奉行、町内であれば町奉行が対応にあたった点に留意されたい。欠落者の属性によって対応する役所が異なったことは、記載されている条々について「大庄屋 (引用者註:郡奉行) 林角左衛門月番江達」といったように、どういった流れで月番家老へ報告がなされたのかが必ず明記されていることからうかがえる。

## 欠落内証

まず欠落内証とは、姿が見えなくなって  $2\sim3$  日、長くて 2 か月程度の段階である。庄屋は、姿がみえなくなった者の名前・年齢・親・檀那寺・類族等か否に加え、いなくなった日、五人組合で探したがみつからなかった旨を「御内証御達申上」といった文言をいれた届を作成し、郡奉行と宗門奉行に提出した $^{20}$ 。

この欠落内証届で「イ」が付されたものは多いが、欠落内証の段階では基本的に「日記」に記載はみられない。ただし、類族等の欠落内証についても随時月番家老へ報告されていたことは、すでにマレガ資料に基づき太田氏が指摘しており<sup>21)</sup>、『享保史捷』にも「類族之者欠落内証申出候節、宗門方申談御月番江一同ニ申上候〔割註:但同道ニ而ハ無之大概同刻ニ出ル〕」とある<sup>22)</sup>。すなわち「日記」に記載はないものの、類族等欠落の場合は宗門奉行と郡奉行が申合せのうえ出仕し、月番家老に報告がなされていたのである。

また、日数的には内証の段階でも、帳外が望まれるような場合は「日記」に記載がみられる。たとえば佐柳村鹿蔵(非類族等)の例について、マレガ資料では、鹿蔵が2月2日に行方不明となったことについての内証届が、同月13日に佐柳組庄屋から宗門奉行へ提出されている<sup>23)</sup>。しかし「日記」をみると、その前日の2月12日に、鹿蔵の平生の心得方が悪いため帳外にしたい旨を佐柳組大庄屋が郡奉行に願い、それを許したことが郡奉行三村政左衛門から月番家老へ達せられている。庄屋が郡奉行には帳外願を提出し、宗門奉行には内証届を提出したと考えられることや、提出の時間差も興味深いが、いずれにせよ欠落内証の段階では、こうした特殊な例しか「日記」に記載がみられないことは確かである。

#### 欠落極

次に、欠落極は、行方不明者が間違いなく欠落であることを庄屋が「極」める段階である。 庄屋は、内証届と同様に、欠落者の情報を記載のうえ、いまだに行方がしれず「欠落ニ相極申候」 といった文言をいれた届を作成し、郡奉行と宗門奉行に提出した。これは欠落内証届を提出し

<sup>20)</sup>なお、臼杵藩の宗門奉行についてその成立過程やキリシタン統制のありかたを明らかにした三野 行徳氏は、臼杵藩においてキリシタン問題の処分する際に可能な限り事件化を防ぐ「隠密内証」 主義がとられていたことを明らかにし、類族の欠落内証についてもその文脈で読み解いている(三 野行徳「臼杵藩宗門方役所とキリシタン統制」『国文学研究資料館紀要』14号、2018年、154-155頁)。 すなわち享保8年(1723)の前河内村類族惣次郎とその娘つしの欠落(マレガ資料A4.15.3)について、この欠落届の末尾に「類族=而御座候=付御内証申上候」とあることに注目し、類族の欠落について「内証」で処理し、事件化を防ぐという行政手法が採用されていたと推定している。確かに「類族=而御座候=付」という文言は注目されるが、ここで示したとおり、欠落の際にまず内証届が出されているのは、類族等に限らない。三野氏が例としてあげる享保8年についても、非類族等の内証届は多くみられる(マレガ資料A4.15.23、A4.60.25、A4.75.23ほか)。

<sup>21)</sup> 前掲註 4、太田「臼杵藩宗門方における文書管理の諸相―マレガ文書の収納袋・端裏書・保存方法に注目して― 。

<sup>22)「</sup>欠落之者并帰参之者」1条目。

<sup>23)</sup> マレガ資料A4.57.38.2。

てから7か月内に提出されねばならず、怠った場合、庄屋は追込の処分を受けた。

表3に記載のとおり、7か月以内に帰参した場合、欠落極書を既に提出しているかどうかで 対応が分かれる。極書を提出した後の帰参手続きの方が煩雑であったためか、欠落極書はそれ ほどすぐに出されず、 $5\sim6$ か月程度で提出されているものがほとんどである。

「日記」には、この欠落極の段階から記載がみられるようになる。類族等・非類族等問わずみられるが、非類族等の欠落極が郡奉行のみからの報告であるのに対し、類族等の欠落極は郡奉行が報告し、そのうえで宗門奉行が、欠落極の者が類族等であることを申し添えるという形がとられている<sup>24)</sup>。この類族等欠落極の報告も両奉行が申合せのうえ行っていたようで、マレガ資料には郡奉行から宗門奉行に出された書状がいくつか残されている。たとえば享保11年(1726)に江戸で奉公していた毛井村市十郎が欠落した例では、庄屋から書付が指出されたため、「明朝右書付御月番へ指出心得」である旨を郡奉行が宗門奉行に伝えている<sup>25)</sup>。ほかに宗門奉行が先立って郡奉行に伝えたことがわかるものもある。一方で『享保史捷』には欠落極について「極申出候節ハ此方(引用者註:郡奉行)ゟ不及申上宗門方ゟ申上」<sup>26)</sup>とあり、類族の欠落極については郡奉行が報告しないとある。年次によって対応の違いがあったのかもしれない。

#### 帰参

次に、帰参である。帰参は7か月を境に対応が別れ、さらに7か月内の場合でも欠落極書が 提出済みかどうかによって手続きが異なった。

また、帰参をめぐっても村方から宗門奉行・郡奉行の両奉行に文書が提出されたようだが、 その提出時期にはずれがあったようである。欠落極については、マレガ資料にみられる欠落極 届の日付とおおむね同日に、郡奉行からの報告が「日記」にみられる。したがって欠落極届は 郡奉行と宗門奉行に対しほぼ同時に提出されていたと考えられる。これは、類族等・非類族等 問わずである。

しかし帰参については、郡奉行が7か月内に帰参した非類族等を許し、それが月番家老に達せられた後に、庄屋から宗門奉行に対して帰参願が提出されている例がいくつかみられる $^{27)}$ 。郡奉行と月番家老に帰参が認められた後に、なぜ改めて宗門奉行に帰参を願う必要があったかは、よくわからない。ほかに帰参願が郡奉行と月番家老に認められた20日後に、帰参願が許された旨を庄屋から宗門奉行に達している例もある $^{28)}$ 。これらをあわせみれば、非類族等の7か月内帰参については、真っ先に郡奉行と月番家老への報告がなされ、宗門奉行への願や届は後回しにされたとも考えられる。ただし絵踏の行われる正月から2月の間に欠落し、絵踏を行っていなかったものについては、すぐに宗門奉行へ踏絵を願う文書が提出されたようだ $^{29)}$ 。

<sup>24)「</sup>御会所日記」延享3年7月23日条、8月7日条ほか。

<sup>25)</sup> マレガ資料A4.72.25。年未詳だが享保11年「御会所日記」 9月21日条に同件の記事がみられる。

<sup>26)「</sup>欠落之者并帰参之者」1条目。

<sup>27)</sup>たとえばA4.38では天保9年7月晦日付で上小津留村紋次女房と同人子元次の帰参の伺が宗門奉行に充てて出されている。しかし「日記」7月27日条をみると、既に同人について郡奉行が帰参を許し、それが月番家老へ達せられていたことがわかる。ほかにも同様の例はみられる(マレガ資料A4.16.4・「御会所日記」嘉永4年3月28日条など)。

<sup>28)</sup> マレガ資料A3.4.29では7月28日に下藤村わきの帰参が宗門奉行に対し出願されているが、「御会所日記」7月8日条では庄屋より帰参について願出があり既に郡奉行丸毛太郎左衛門が願いのとおり帰参を申し付けた旨が月番家老へ達せられている。

<sup>29)</sup> 欠落帰参した戸次福良村半五郎について、天保9年2月15日に宗門奉行に対し絵踏が出題されて

なお、帰参については年によって「日記」の記載方法に顕著な違いがみられる。天保期以降 はいずれの帰参についても詳細な記述がみられるが、遡って享保の頃には、基本的に欠落極書 提出以前の帰参については記述が全くみられない。欠落極後の帰参は記載されているが、その 記載にも相違がある。享保頃は絵踏や引越も済ませたことに言及がある一方で、天保の頃は絵 踏や引越について記載がない。このように欠落帰参については、年次によって、記載される内 容の違いや、記載の仕方に明確な違いが認められるのである。

## 人相書

欠落極の後、非類族等の場合はおおむね帳外という手続きがとられたようだが、類族等の場合は人相書をもってすぐさま在中の捜索が行われた。「日記」には、類族等の欠落極が報告されると同時に、月番家老が宗門奉行へ(もしくは郡奉行に対しても)人相書をもって捜索するよう言い渡したことがみられる。人相書は村方であれば庄屋から宗門奉行に提出し<sup>30)</sup>、寺については月番家老が寺社奉行に提出するよう申聞せ、寺社奉行が宗門奉行に提出したようである<sup>31)</sup>。しかし実際に捜索したのは郡奉行であり、郡奉行が人相書を在中各所に廻し、各所から請書をとっていた様子がうかがえる。捜索はたいてい30日前後で、短いものでは21日程度、捜索を「重而可申入」ことが求められ30日をこえて探された例もみられる<sup>32)</sup>。マレガ資料には捜索の結果発見できなかった例しかみられないが、見当たらない場合は在中各所がその旨を郡奉行に伝え、さらに郡奉行が宗門奉行にその旨を報告し、あわせて人相書を返送している。宗門奉行はここで改めて行方不明の類族等を欠落極と定め、月番家老に報告した。

#### ② 欠落に関する「イ」の内訳および「日記」との関連

さて、以上が臼杵藩における欠落のおおまかな流れであるが、次に「イ」の文書と「日記」の関係について分析していきたい。

マレガ資料全体のなかで欠落や人相書に関する文書は約200点、その内「イ」の欠落は80点程度である。ほかに「役所役人通信」や「旦那請」等に史料群階層が割り振られている欠落関係のものも含めれば、もう少し数が増える。しかしそのなかでも類族等に関するものは、わずか8点ほどである。

類族等についてはほとんどが人相書についての郡奉行と宗門奉行の役所間通信で、他は6年以上前に欠落した類族等の帰参(A20.2.1.5.1.1.2)や、江戸で欠落した類族等(A4.72.25)などやや特異なもののほか、一般的な欠落内証届が1点ある。8点中6点が「日記」を欠く享保8年のものなので、「日記」に記載されて否かについてはわからない。確認できた限りでは、前述のA20.2.1.5.1.1.2(宝暦 4)とA4.72.25(享保11年)は「日記」に関連した記述がみられる。また、「イ」との関連は明確でないものの、伝存しない「留」にはやはり類族の欠落について記述されていたらしいことが「頭書」からうかがえる。

非類族等の文書については、欠落内証届と欠落極届が半々程度、次点で欠落帰参に関するも

いる一方(マレガ資料A4.57.27.9)、同年「日記」 2月16日条に郡奉行が帰参願を許したことが月番家老へ達せられていることがみられる。

<sup>30)</sup> マレガ資料A1.18.2.2.1、A1.18.2.3.1ほか。

<sup>31)</sup> マレガ資料A4.76.27など。

<sup>32)</sup> マレガ資料A9.1.2.3.4.2などから、久原村源之助について8月14日から9月22日まで捜索されていたことがわかる。同人が類族であることはA7.3.33より。

のが多い。欠落内証については先述のとおり基本的に「日記」にみられないが、同じ欠落者のその後(欠落極や帰参)が「日記」にみられる場合も含めて数えれば、50点ほどが「日記」にみられる。「イ」が記載されているのも、「日記」に載っているものも、これといって特異なものはなく、おおむねごく一般的な欠落に関する内容である。

年代によって何を「日記」に載せるかにも違いがあったようで、寛政頃までは基本的に欠落極と他領の関わる欠落帰参しか記載がないが、天保の頃には欠落極はもちろん、他領との関わりがない欠落帰参も満遍なく載せられている。これは類族等・非類族等問わずである。

また、すべてを確認できたわけではないが、「イ」が付されていなくとも、「日記」と関連する欠落の文書も相当数ある。管見の限り類族等・非類族等の欠落はいずれも各10点程度みられ、非類族等については欠落極や帰参に関するもの、類族等に関しては人相書に関する郡奉行と宗門奉行の役所間通信と欠落帰参に関するものである。人相書に関する役所間通信は「イ」が付されていて且つ「日記」にみられるものもあり、「イ」があるものとないものの違いについてはさらなる検討を要す。

#### (3) 死失

次に、死失である。死失に関する文書で「イ」が付されたものは、つぎのような内容にわけられる。なおA-IとB-Iの「通常の死失」は、溺死や転落死・縊死といった変死以外の死失を指す言葉として用いた。

	の死失で	

A	非 類 族 等	В	類 族 等	C 身元不明の行倒
I 通常の死失		I 通常の死失		
i 町人・百姓	町年寄/庄屋:死失届→宗門奉 行		庄屋:死失届→宗門奉行→月番: 検使差遣し死骸改め塩詰めし近	
	各所:死失届→各奉行+宗門奉 行→月番家老へ達		所の墓所に埋置くべき旨申聞せ (→幕府へ伺)	へ達 月番家老:最寄りの
	同上 ※庄屋死亡の場合は他の庄屋から提 出された。町年寄も同様。 ※以後、助役・後役等の願いも出さ れるのが通例		五人組合・弁指・庄屋/旦那寺: 死骸改め塩詰め埋置きの旨→宗 門奉行→月番家老へ達 五人組合・弁指・庄屋/旦那寺: 指示通り土葬/火葬の旨届→宗 門奉行→月番	
Ⅱ改葬	各所→宗門奉行 ※「日記」にみられず月番の対応不明	Ⅱ改葬	不明	
Ⅲ変死	庄屋:変死の旨注進→宗門奉行・郡奉行 郡奉行:月番家老へ達・死骸取 置同→月番家老:死骸改のうえ 子細なければ勝手次第の旨郡奉 行へ達 ※この後死骸に不審がない旨を再度 注進する例もあり	Ⅲ变死	不明	

# ① 死失に関する「イ」の内訳

「イ」の「死亡」は表2のとおり50点程度だが、「死骸改証文」や「役所役人通信」「諸伺」等の史料群階層に割り振られているもので死失に関連するものを抽出して合せると、80点ほどになる。そのなかで、B類族等に関するものは10点程度であり、多くをA非類族等のI通常の死失が占める。

A非類族等の内訳は、I通常の死失55点、Ⅱ改葬5点、Ⅲの変死10点程度である。I通常の死失の内訳は、i町人・百姓の死失とiii住職・高僧・庄屋・弁指・町年寄の死失に関するものが各10点程度で、ほとんどがii 寺社・庄屋・藩士家中の者の死失である。住職や庄屋の死失は、それに伴って提出される跡式願などにも「イ」が付されていることから、月番家老が把握すべき家中の者がとくに「イ」の対象となっていたと考えられる。また庄屋や町年寄以外のi町人・百姓の死失は、抜け参りや江戸からの下向途中での死失など他領が関わるもの、乱心ののち囲に入れられていた者など、特異な例が多い。

B類族等は I 通常の死失は10点、II変死は1点である。 B類族等の I 通常の死失はA非類族等のそれと異なり、特異なものはなく、すべて一般的な病死である。ほか、C身元不明の行倒は5点ほどである。

## ② 死失に関する「イ」の「日記」との関連

以上が「イ」の死失の内訳だが、B類族等については一切「日記」に関連した記述がみられない。 半数が「日記」を欠く享保8年のものであることもあるが、享保8年以外の死失届や死骸取置 何4点(享保11年3点・延享2年1点)も「日記」には確認できない。「頭書」をみるかぎり 「留」にも類族等の死失は記載されていない。「日記」にはまれに本人・本人同然の死失や塩詰 め処置についての記事がみられるものの、少なくとも今回確認した「イ」の文書については「日 記」との関連が確認できなかった。

これに対して、A非類族等のⅢ変死とC行倒はおおむねすべてが「日記」にみられる。ほかはA-I-iiiのうち高僧と庄屋の死失が約10点みられるが、その半分が高僧である高見寺法印の遷化についてなので、案件としてはもっと少ない。検使や建札の指示を要する変死と行倒、および通常の死失のなかでも現職の庄屋や高僧の死失のみが「日記」に記されるべき事柄であったことがうかがえる。

高僧については不明だが、庄屋とその家中の死失については『享保史捷』<sup>33)</sup> に郡奉行の覚書があり、庄屋・弁指が死亡した際、忌明後(50日過ぎ)に月番家老へ跡役願を提出すべきことや、「御庄屋子#弁指諸掛人御礼申上候類」が死亡した場合も、月番家老へ届け出るべきことが記されている。「御能拝見」や褒美を受けた際などに庄屋やその子供等は月番家老へ「御礼」に罷り出ており、庄屋やその家中の死失も、月番家老に届けられるべき事柄であった。

また、「日記」にみられるなかでも宗門奉行が月番家老へ直接報告を行ったのは、やはり B 類族等の関係のみである。A非類族等の庄屋や村方の変死については郡奉行が、高僧の死失は 寺社奉行から月番へ達す形をとっている。すなわち欠落と同じく、宗門奉行に対しても諸々の 文書が提出され、B非類族等の死失のみが宗門奉行の管轄、といった棲み分けがなされていた のであろう。

管轄が決まっているのであれば必要な文書だけ役所間でやりとりしてもよさそうに思われるが、マレガ資料には「イ」が付されていないものも含め、類族等・非類族等問わず多くの死失届が残されている。それらの文書の宛所は間違いなく宗門奉行であり、欠落と同じように死失についても、常に複数の役所に死失届が提出されていたものと考えられる。

# おわりに一「イ」の文書と月番家老の執務

以上、本稿では宗門奉行を出所とする端裏に「イ」の付されたマレガ資料と、臼杵藩家老の 執務記録「御会所日記」を比較・検討し、剃髪および欠落と死失をめぐる庄屋・宗門奉行・郡 奉行・月番家老間のやり取りや、「イ」と「日記」の関連について考察を行ってきた。以下に 明らかになった点を整理したい。

- ・「イ」のなかでも最も数の多い剃髪については伝存する「日記」に記述がみられないものの、 「留」と称された帳面に記載されていたことが「頭書」の分析からうかがえる。
- ・欠落には欠落内証・欠落極、7か月内帰参・不帰、7か月後帰参などの段階があり、類族 等の場合は欠落極後、人相書での捜索が行われた後、改めて欠落極がなされていた。
- ・「イ」はいずれの段階の文書にも付されていたが、「日記」にみられるのは欠落極以後である。欠落内証については基本的に「日記」にみられないが、実際には内証についても月番家老へ報告がなされていた。
- ・非類族・類族等問わず、欠落と死失については、常に郡奉行と宗門奉行といった複数の役 所に届が出されていた。月番家老に報告を要する場合、類族等や絵踏についてのみ宗門奉 行が報告した。
- ・欠落帰参については、「日記」に記載する例や書き方が年次により異なっており、その方 針に変遷がみられた。
- ・「イ」の死失は月番家老へ報告を要する住職・高僧・庄屋・弁指・町年寄の死亡、寺社・庄屋・ 藩士家中の死亡、および変死と行倒に限られていた。
- ・庄屋等の死失ついては「日記」にみられるものとみられないものもあるが、変死と行倒に ついてはすべてが「日記」にみられた。
- ・「イ」が付されていても「日記」にみえないものがあると同時に、「イ」が付されていなくても「日記」に記載されているものもあった。したがって「イ」と「日記」の関係は明らかでないが、「イ」の文書が月番家老に報告を要するものに偏りがあることは確かである。

以上のとおり、「イ」が付されている文書の内容が必ず「日記」に記載されているわけではなく、 仮に「イ」に関わる記載が「日記」にあったとしても、宗門奉行が直接報告したと考えられる のは類族等や絵踏に関する件のみであった。一方で「イ」が付されていなくとも「日記」に記載がみられる場合もあり、「イ」と「日記」には必ずしも相関関係が見出せない部分も多く確認された。

それでは、「イ」は月番家老の執務や「日記」とは、実のところ無関係ということなのであろうか。しかし、そうともいい難い理由のひとつには、「日記」にみられずとも、実際は月番家老に対して報告されたことが他の資料からわかるものがあるためである。

先に述べたとおり、欠落内証については基本的に「日記」に記載はみられない。しかし『享保史捷』には、欠落内証について郡奉行と宗門奉行が月番家老へ報告を行う旨が記されていた。いまひとつの理由としては、とくに死失に関して、基本的に月番家老に報告すべきものに「イ」が付されていたことがある。先述のとおりマレガ資料には非類族・類族等問わず数多くの死失に関する文書が残されているが、それにもかかわらず、「イ」の死失は月番家老へ申し出るべきものにおおきく偏っているのである。また、類族の剃髪については、上述のとおり伝存しな

い「留」と称された「日記」に類する帳面に記載されていたことがわかった。以上の点をあわせみれば、宗門奉行が直接報告したかどうかはともかくとして、月番家老へ報告すべき事柄について宗門奉行が文書に「イ」を付し整理していたことが推測されるのである。

「イ」の付された文書は表2に示したとおり、ほとんどが幕府に文書を提出する必要はない非類族等に関するものではある。しかし、大橋幸泰氏は類族への厳重な管理を貫徹するためには、誰が類族で誰が非類族かを見極めなければならず、宗門奉行によって非類族も厳重に管理されていたことを論じている<sup>34)</sup>。確かにマレガ資料のなかには宗門奉行が類族等を比定する作業を行っていた痕跡もみられ<sup>35)</sup>、非類族等の捕捉は、類族等を確実に捕捉するためにも必要であったのだろう。太田氏が推測したように「イ」の文書が実際に月番家老へ提出されたものであるかは更なる検討を要するが、少なくとも月番家老へ報告するにあたって宗門奉行が整理した一連の文書であることは、本稿の分析からも間違いないといえるであろう。

<sup>34)「</sup>キリシタン類族改制度と村社会―臼杵藩の場合」『国文学研究資料館紀要 アーカイブズ研究篇』 14号、2018年。三野氏も「臼杵藩宗門方役所とキリシタン統制」(前掲註20) において同様の指摘 をしている。

<sup>35)</sup> たとえば黒坂村かねの病死につき死骸取置伺(マレガ資料A4.72.23・享保11年9月19日)では「かね」が類族とは記されていないが、出生届A15.2.1.130の朱書によって類族であることがわかる。